

会 議 録

平成29年度 第1回宮古島市総合教育会議	
日 時	平成30年2月5日(月) 13時30分 開会
場 所	平良庁舎3階会議室
出席構成員名	市長 下地敏彦 教育長 宮國 博 教育長職務代理者 佐和田貴美子 委員 野原敏之 委員 池間雅昭 委員 中尾忠彦
欠席構成員名	—
オブザーバー	生涯学習部長 川満広紀 教育部次長兼教育総務課長 下地美明 生涯学習部次長兼生涯学習振興課長 久貝喜一 学校教育課長 砂川 修
説 明 員	—
事 務 局 員	企画調整課長 久貝順一 企画調整課主任主事 新垣良二 企画調整課主任主事 本村一平
欠席事務局員	企画調整課補佐兼係長 上地俊暢

調整・協議事項	件 名	結 果
選任事項	議事録署名人の選任について	宮國教育長 佐和田委員
調整・協議事項	(1) 第2次宮古島市教育大綱(案)について (2) 宮古島市総合教育会議設置要綱改正(案)について	

備 考		
-----	--	--

会 議 録

事務局 (企画調整課)	議事録署名人の選任を行います。議事録署名人に教育長と佐和田委員の2名に議事録署名人をお願いいたします。
事務局 (企画調整課)	<p>それでは、本日の調整・協議事項に入りたいと思います。本日は、第2次宮古島市教育大綱(案)と宮古島市総合教育会議設置要綱改正(案)についての2つの協議事項となっています。</p> <p>進行については、宮古島市総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定に基づき、市長が議長となりますので、ここからの進行は市長をお願いいたします。</p>
議長(市長)	それでは協議に入ります。第2次宮古島市教育大綱(案)について説明をお願いします。
事務局 (企画調整課長)	<u>※資料1及び参考資料1—①の大綱改正案を読み上げて説明。</u>
議長(市長)	今の説明について、意見があればお願いします。
池間委員	策定趣旨の「少子高齢化が進んで核家族化が進み人間関係の希薄化が進んでいる。」とありますが、具体的に本市にはどのようなことがあるのですか。
事務局 (企画調整課)	人間関係の希薄化が進んでいるとの表現ですが、宮古島市のみならず全国的に使われている表現となります。地域コミュニティが衰退しているとの話があり、地域での連携が出来なくなっていると考えています。また、核家族化についても宮古島市でも人口は減少していますが、世帯数は増加の傾向にあります。これは教育においても大きなテーマだと思っています。
教育長	社会の変化を見ていくと、我々宮古島市においてもやはり核家族化が進んで行く中で、市街地では隣の人知らないという関係が沢山あるわけです。一生懸命コミュニティを作ろうと努力をするわけです。具体的に言うと、それぞれの地域の中で、子どものグループを作ろうということが難しいというのは間違いないことです。その辺を意味しての希薄化だろうとは思いますが。将来、宮古島市の場合にはこの問題は避けて通れない状況にあるのではないかと私自身は思っています。地方はそれなりの形はありますが、世代間の交流とか課題として出てくる問題だと思っています。

中尾委員	<p>確かに教育長がお話しするとおりだと思います。これは表現の話しかと思いますが、池間委員がお話ししているのは本当に希薄化しているのかどうか。断定されている表現なので、希薄化が危惧されている状況にあるのではないかと思います。表現として宮古島市民は人間関係が薄いと断定していることが強いかと思います。であれば、今後核家族化が進む中で人間関係の希薄化が危惧されている。との表現が良いかと思います。</p>
議長（市長）	<p>進んでいるとの表現ではなくて、危惧されるとの表現ですね。</p>
教育長	<p>危惧されるとの表現ならわかりますね。</p>
池間委員	<p>文部科学省から学校における働き方改革という話があります。その中でこれは学力向上とも密接な関係があると思いますけど、教職員の働き方について変更すべきではないかと思います。例えば、文部科学省の調べでも部活等の色々な面で時間外勤務が多いということがあります。学力向上を図るためには、教職員の負担を軽減しないといけない。各自治体で問題になっているのが、給食費などのお金の取り扱い。大綱の記載という中で、学校の統廃合とか、少人数施設の推進等を大綱に入れた方が良く思うんですよ。</p>
市長	<p>これをもし入れるのであれば、4ページの教職員の資質の向上という部分があります。ここに教職員の資質の向上と働き方の工夫というタイトルにして、(ウ)に内容を入れるとういう方が良いのかなと思います。</p>
池間委員	<p>これについては事務局にお任せします。学校給食費の徴収は教員じゃなくて公金化して、行政側で徴収するような要望も出していると思います。これは全国的な流れです。こういったものも含めて論議をすべきだと思います。その他の学校教育の改善は教育委員会で出来ますけど、給食費の公金化については市長部局でしか出来ないわけですから、そういった点も含めて。</p>
教育長	<p>教育委員会の課題としているのが、教職員の業務負担を軽減する方法を模索しなければならない時期に来ており、そういう方向にいつているわけですから、宮古島市はどういう形で出来るかという具体的な案については、委員の先生方と教育委員会の中で議論をするわけですが、方向性として市長も含めて大綱の中に謳っておくという話しです。</p>

池間委員	教職員の負担軽減を図るという文言も入れた方が良いでしょう。
議長（市長）	置き方としては「働き方のあり方について工夫する」が全体の文言のバランスとして良いかと思います。新しく（ウ）を追加して入れる。
教育長	市長の公約の中に教育振興というのは大きく謳われています。教育環境の整備というのは、児童生徒のみならず学校そのものの環境整備なんですね。木を植えたり緑を増やすといった事も含め、学校の先生達の業務の改善は求められているところです。市長にはそこをおさえた大綱の策定をお願いしたいと思います。
議長（市長）	改善という言葉は強すぎるんですよね。ですから、工夫との表現が良いと思います。改善というともうやらなければならないの形になりますので、もう少し柔らかい表現の方が大綱には良いかと思います。
池間委員	具体的には教育委員会の方で議論したら良いと思います。給食費の徴収については学校ではなくて、市の方で担当していくということを確認して頂ければと思います。
議長（市長）	わからないので聞きますが、教職員という場合には教師だけですか。学校の事務職員も含めてということになりますか。
教育長	教員というのは事務職員も含めて学校に勤める人は教員となります。授業に携わる人は教諭となります。
議長（市長）	教職員の働き方のあり方と言った場合に一般事務職も含めてやるのかどうか明確にしておく必要があります。教員だけなのかどうか。
池間委員	学級担任がやっている仕事は事務職員が引き継がなくてはならない。結論的には、PTA 会費等、担任が集めていますが、口座を開設してやるとか、教材費は担任が集めないといけません。
議長（市長）	教職員という概念は、学校に働いている教師以外の一般の事務をする人も含めている概念となるかどうかを聞いています。

池間委員	私は教職員という概念はそう思っています。
議長（市長）	そのような理解でよろしいですか。働きかたを変えるという場合に一般職員も含めての概念でこれからやるんですか。大綱の中でおいておきますか。
野原委員	教職員は教諭を含めて学校で勤めている職員は全て含まれます。
議長（市長）	含めてですね。それなら良いと思います。
中尾委員	2ページの3番目の基本理念ですが、総合計画や県の計画が上位というのは理解していますが、整合性を図るのが全ての物事における整合性というイメージですが、新旧の旧を見ると基本理念に関して整合性を図るようなイメージで書かれています。基本理念の文言は総合計画と教育振興基本計画との整合性を図って、こういう文章にしますよというのが旧だと思いますけど、新しいのはどちらかというと教育大綱全てが総合計画及び教育振興基本計画と整合性を図るということを基本理念としますという大きな変化になっていると思うんですけど、これはその考え方でよろしいんですか。総合計画の教育・文化に関する部分のところだけ教育大綱としてしっかりと引き継ぐのか、もしかすると街づくりとか農業、漁業等のその他も全て、宮古島市全体の事を考えて教育大綱を考えないといけないのかどうか。新しい基本理念ではそういう風に捉えられますが。
議長（市長）	そういう意味ではないんですよ。今までの大綱は教育振興基本計画だけとの整合性を取ろうとしているわけですね。
中尾委員	基本理念としてですよ。
議長（市長）	教育振興基本計画そのものも大本は総合計画を外れているということはありません。ですから、大本から記載した方が良いのではないかと思います。変わっているということではないということです。
中尾委員	考え方でよいということですか。
議長（市長）	そうです。
教育長	総合計画の中に教育の問題も入っているわけですよ。

中尾委員	<p>総合計画の中の教育の分野がありますよね。そこの整合性を図るのか。教育の独立性を考えた時に、あまりにもきっちり固めすぎるのはどうなのかなと思いました。表現として強いのかなと思いました。旧では総合計画の教育文化部分を挙げているので、これと整合性を持つようにしましょうねという柔らかい感じですが、新しい部分では総合計画がこうだから基本理念としてちゃんとやりなさいよというイメージなものですから。</p>
議長（市長）	<p>総合計画を作った場合と教育振興基本計画を作った場合と時期がずれているんですよね。だから、整合性が取れていない部分があるんですよ。これを今回合わせおかないといけないのではないかという思いなんですね。ですから、次の計画をやる場合は全部合わせようという事があるわけです。</p>
池間委員	<p>もう1点ですが、今の基本理念の問題ですが、宮古島市総合計画の中には学校規模の適正化の内容も謳われていますよね。ということはこの総合計画との整合性を図るということは必然的に、学校の統廃合、要するに規模適正化も含めた統廃合も入っていると考えてよろしいわけですよね。</p>
議長（市長）	<p>当然です。総合計画をこれから作る場合は、教育の部分を全体の中の位置づけをしっかりと考えてもらわないといけません。今までの教育の部分というのが独立した考えでいるものですから、なかなか上手く整合性が取れていない部分がこれまでの計画にあったと。その反省を踏まえてしっかりとやっていこうということです。</p>
佐和田委員	<p>幼保一元化やこども園が出来て、幼稚園の先生方の立場は教育委員会の管轄になるのか、児童家庭課になるのか、しっかりと示した方が良いかと思います。</p>
教育長	<p>大綱の中で示す事ではないですね。個別具体的な内容については市長部局と教育委員会で会議をして、事務の調整の中で出来る話しですので、これは大綱ですから。個別具体的な内容は記載しなくても良いのではないかと考えております。</p>
佐和田委員	<p>入れないけど私たちはどのように捉えたら良いですか。</p>
教育長	<p>例えば、幼保一元化を謳ってきましたが、具体策として子ども園は既に来年の4月から上野と下地でスタートします。年次計画とともにその数は増えていきます。そこで、幼稚園教育を何歳からするかというのも市長部局と調整しなければいけないわけです。人員配置の事あります。その時に、子ども園の中で修学前教育はどういう形で行われるかという事も幼稚園要領に沿った要求は</p>

	<p>教育委員会から出さなければいけません。保育という部分については福祉部の方で進めていかなければならない部分なんです。ですから、幼保一元化をする時に幼稚園の部分については教育委員会が、保育の部分については福祉と、こういう風な形に制度上はなるわけです。ところが、国もこれまで幼保一元化を謳ってきている中で、幼稚園の部分については文部科学省、保育の部分については厚生労働省がやりあうわけなので、どうにも上手くいなくて総務省の管轄になったんですね。こども園は。ところが、総務省も含めて、幼保一元化の中でこども園については文部科学省が担当するという形が進みつつあります。こども園についてはですね。もう少し見てみないと具体的には解りませんが、これからの大きな流れの中では、幼保の一元化の中で幼稚園教育も含めて教育委員会という形が将来的には見えてくる。</p>
池間委員	<p>認定こども園は学校の扱いですよ。</p>
教育長	<p>はい。そういう形になってくると思います。</p>
議長（市長）	<p>3ページを見ていただけますか。3ページの幼児教育の中の（ウ）です。「認定こども園等幼児教育と保育を総合的に提供するための仕組みづくりをこれからやっていきたいと思います」というのが大綱では謳っています。具体的にやるのはこれから教育委員会がやって頂くという形になると思います。</p>
教育長	<p>幼稚園の先生方の位置づけをどこにするかとなった時には、認定こども園については教育委員会がやるんですよと話してました。文部科学省がやりますという話しをしていましたね。こういう流れの中ですので、これからの認定こども園については教育委員会の方でしっかりと対応していくと思います。</p>
議長（市長）	<p>この中ではここまでは記載できないと思います。</p>
教育長	<p>具体的に記載する必要はありません。</p>
佐和田委員	<p>幼稚園は教育だから教育委員会の管轄で、保育は福祉の管轄になりますよと言っていましたよね。研修会では。</p>
教育長	<p>いえ、保育園というのは従来通り福祉ですねと。幼稚園については文部科学省という話しです。認定こども園は幼稚園でもない保育園でもない。この位置づけはどうかとなると文部科学省がやりますよという話しでした。この幼保一元化の流れの中でこれから整理することになります。宮古島市においても認定こども園に移行していこうということが上野であり、下地であるわけです。そ</p>

<p>教育長</p>	<p>ういうことになります。</p> <p>事務局にお願いしたいのですが、言葉を少し修正等をお願いしたいと思います。それから趣旨の文の構成の仕方ですが、先にもってくるか後ろにもってくるか等の構成の仕方をお願いしたいと思います。例えば、複式学級ということが謳われていますが、複式学級とある学校は過小規模校と言います。また、外国語教育や国際理解教育がありますが、学習指導要領に示されるという前提の下で、学校教育、国際教育それから学習指導要領には ICT も謳われています。これは課題として充実させていかなければならないというところがありますので、そこを変更することはできませんか。</p>
<p>議長（市長）</p>	<p>それは構いません。外国語教育、国際理解教育、それから ICT 教育ですね。</p>
<p>教育長</p>	<p>中ポツで構いません。</p> <p>それから、社会教育については、多様化、高度化する市民の学習ニーズに応える学習の機会の提供及びとありますが、文章の推考をお願いしたいと思います。トータルして文章を推考して頂きたいと思います。本市は小子高齢化に伴いとありますが、「本市を取り巻く社会情勢は少子高齢化に伴い、核家族化が進みライフスタイルの多様化、人間関係の希薄化が危惧されている。また、現代社会においては情報化、絶え間ない技術革新やグローバル化の推進など、社会の変化が加速度を増し、予測の難しい時代を迎えている。このような中、幼児教育は人格形成の基礎を培う第一歩であることを踏まえ、その充実を図るとともに、幼稚園及び保育園の連携強化が求められている。学校教育においては、学力向上への取り組み、増加傾向にある過小規模校への対応及び学習指導要領に示される外国語教育・国際理解教育・ICT 教育への的確な対応が求められている。社会教育については、多様化、高度化する市民の学習ニーズに応えるための学習の機会の提供及び関連施設の充実を進め、青少年の健全育成を図る必要がある。併せて、スポーツ及び歴史文化の振興に努めていくことも市民の資質に必要である。そのため、本大綱を策定し、教育行政の指針とする。」というように文章の構成をもう少しお願いできないかと思っています。</p>
<p>議長（市長）</p>	<p>今この論議をしている場ですから変更は構いません。</p>
<p>教育長</p>	<p>今の様な形をお願いしたいと思います。</p>
<p>議長（市長）</p>	<p>後で案を提出していただけますか。</p>
<p>教育長</p>	<p>後ほど提出いたします。</p>

教育長	<p>3 ページの、幼児教育の（オ）ですが、保育所や小学校と連携したとありますが、この中に保育所やこども園を入れたいと思いますがいかがですか。これからの保育は5年間保育というのも出てきます。保育所の中には、こども園というのは我々も作ってあるんですね。</p>
議長（市長）	<p>わかりました。</p>
教育長	<p>次に、学校教育ですが、基本方針に想像という言葉が出てきますが、この想像は創るという創造ではないですか。</p>
池間委員	<p>創るが良いですね。</p>
教育長	<p>4 ページの義務教育の（オ）の幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携を推進するとありますが、先ほどからお話ししているように、保幼小中の連携が今求められていますので、保を追加して頂きたい。県は保、幼、小、中と言っています。案には保が入っていないので保を入れる必要があると思います。</p>
議長（市長）	<p>保育所、幼稚園、小学校、中学校の連携を推進する。ということですね。</p>
教育長	<p>はい。今からの考え方はこうなります。</p>
議長（市長）	<p>教育長は他にありませんか。</p>
教育長	<p>大丈夫です。</p>
議長（市長）	<p>今までお話ししたことをおおよそ整理しますと、大綱の趣旨の中で全体的な用語の修正をお願いしたいというお話でした。出だしの所は本市の社会情勢という表現ではじめてほしいという点と人間関係の希薄化が危惧されるという表現の仕方、それから学校教育における複式学級を過小規模校という表現、そして学習指導要領に基づく外国語教育・国際理解教育・ICT 教育という言い方を追加してほしいということと、社会教育についての文言を修正してほしいというご意見でした。更に3 ページの幼児教育の中の（オ）の所に、認定こども園を入れるということ、学校教育の基本方針の中の想像力という用語を創るという創造力に変えるということ。4 ページの義務教育の（オ）の部分が保育園・幼稚園・小学校・中学校と連携を推進する。ということ。②の教職員の資質向上を教職員の資質向上と働き方の工夫というふうに変えて、新たに（ウ）を追加して、教職員の働き方についての工夫という文言を追加すること</p>

	<p>でしたね。これを一度整理をして教育委員会の方に照会します。再度、もう一度総合教育会議を開催して最終的に良いかどうか決めたいと思います。それによろしいですか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
議長（市長）	<p>教育大綱はこのような形で整理します。2つめの議題に移ります。宮古島市総合教育会議設置要綱改正案について説明をお願いします。</p>
事務局 （企画調整課）	<p><u>※資料2及び資料2一①の会議設置要綱改正案を読み上げて説明。</u></p>
議長（市長）	<p>総務部長や企画政策部長等、出席できるような形にしていた方がより内容の充実した会議ができるのではないかとという提案です。常に呼ぶという提案ではないですよ。その方が、次回までに調べてやりますという事がなくなり、より効率的になると思いますが、いかがですか。</p>
教育長	<p>第3条の「会議は、市長、教育長及び教育委員をもって構成する。」というのは地方教育行政の法律の中に謳われているということなんです。これはそのとおりです。その中に我々としては会議には第2項の「構成員の他、副市長が出席するものとする。」とあります。地方教育行政法律の趣旨からいって、副市長が出席しなければならない理由を事務局は説明すべきです。</p>
事務局 （企画調整課）	<p>総合教育会議という場が市長と教育委員会との連携を密にし、これを教育行政に反映するということになりますので、その中で、市長のみならず市長を補佐する副市長についても構成員ではありませんが、会議に出席するという形でできないものかという提案です。</p>
教育長	<p>第2項を見ると義務づけされています。地方教育行政の法律の趣旨からするとこれはおかしいですよ。教育行政は市長と教育委員会が議論するものです。ただ、説明員として必要であれば事務方が説明しますということです。必要であれば、副市長を説明員として呼ぼうということになると思います。</p>
議長（市長）	<p>2項はいらないということですね。</p>
教育長	<p>そうです。3項の「会議は特に必要があると認めるときは、関係職員の出席及び資料の提出等を指示することができる。」があれば良いということです。</p>

議長（市長）	それでは、2項を削除、3項を繰り上げという形でそのように修正しましょう。
議長（市長）	きょうはこれで終了いたします。

教 育 長 印

委 員 印